

## 質問 1

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照）、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

### 【意 見】

権利確定条件付き有償新株予約権は、その取引内容から、無償で発行されるストック・オプションとは性質が全く異なり、「世間で一般的に理解されている労働報酬」ではないこと、また取得にあたり現金の払い込みが発生している取引と理解しており、この提案に同意しません。

### 【理 由】

権利確定条件付有償新株予約権は、その発行過程や取引内容からすると労働対価ではなく、「投資商品」と理解するのが妥当だと考えます。

一般的に上場企業において権利確定条件付有償新株予約権を発行する場合、その時点における株式の公正価値を外部専門家にて算出してもらい、法律上/税務上の各種要件を充足しているかを確認した上で、発行決議し従業員に対し付与という手続きを行います。

従業員側においては、その公正価値に経済合理性がある判断した場合に、公正価値の払い込みを発行会社に行うことで権利を取得します。当然に従業員が公正価値に経済合理性が無いと判断した場合、従業員は付与をされたとしても拒否をする権利を有しております。そして、もし行使価格が行使時点の株価を下回っていた場合、権利行使し株式取得を実現することは無く、結果として払い込みした公正価値相当額はその従業員にとっては損失額になります。

つまり、権利確定条件付有償新株予約権は個人の裁量で取得が出来るオプション取引であり、無償で発行されるストック・オプションとはその性質が異なることから、今回の提案に同意いたしません。

2017年7月10日

株式会社ベクトル  
執行役員 CFO 山本高太郎

